

◎新潟県選挙管理委員会告示第133号

平成24年12月30日執行予定の新潟県議会議員新潟市南区選挙区補欠選挙において、新潟県議会議員の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例（昭和57年新潟県条例第39号）第1条第1項の規定により設置されたポスター掲示場に、候補者がポスターを掲示することができる日を次のとおり定めた。

平成24年12月14日

新潟県選挙管理委員会

委員長 嵐 嘉 明

平成24年12月21日